

大企業と研究開発型ベンチャーの契約に 関するガイドラインについて

令和元年11月25日

経済産業省 産業技術環境局

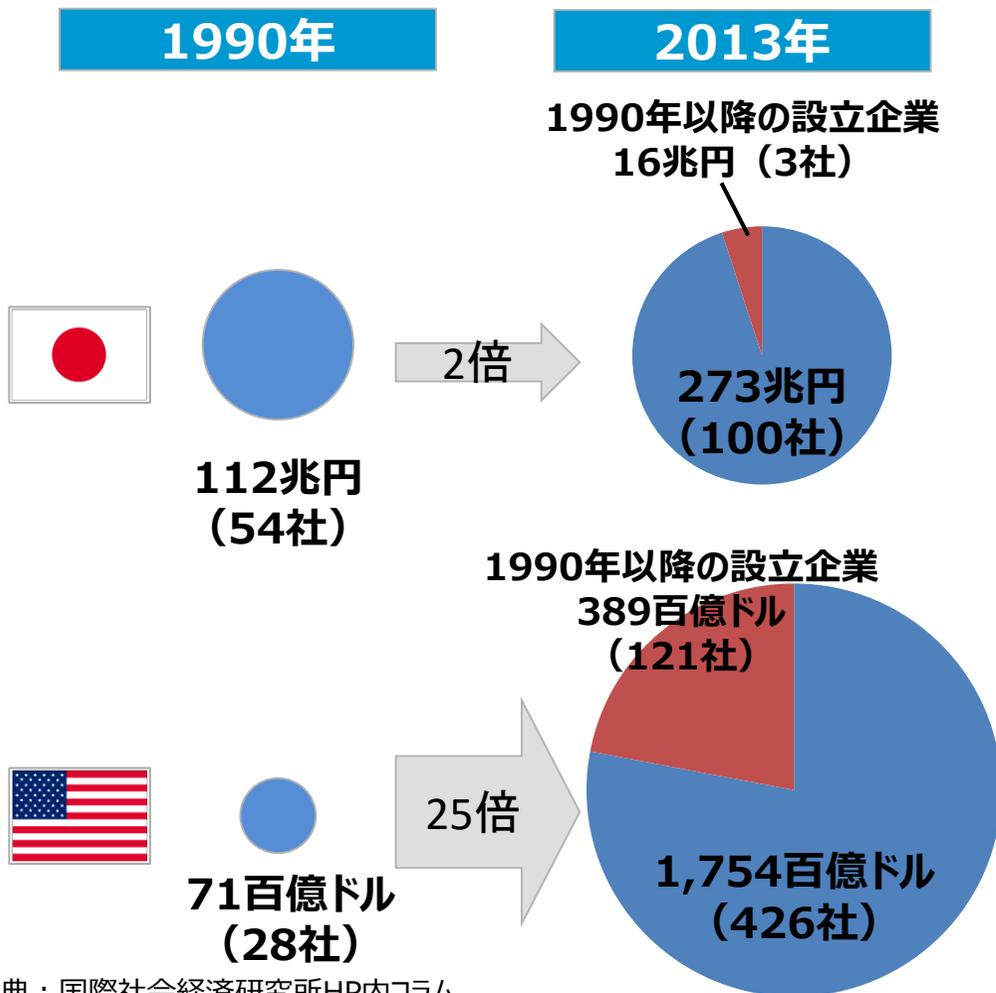
1. 現状認識
2. これまで行ってきた施策
3. 大企業と研究開発型ベンチャーの契約に関するガイドライン

1. 現状認識
2. これまで行ってきた施策
3. 大企業と研究開発型ベンチャーの契約に関するガイドライン

ベンチャー企業は経済成長をけん引する存在

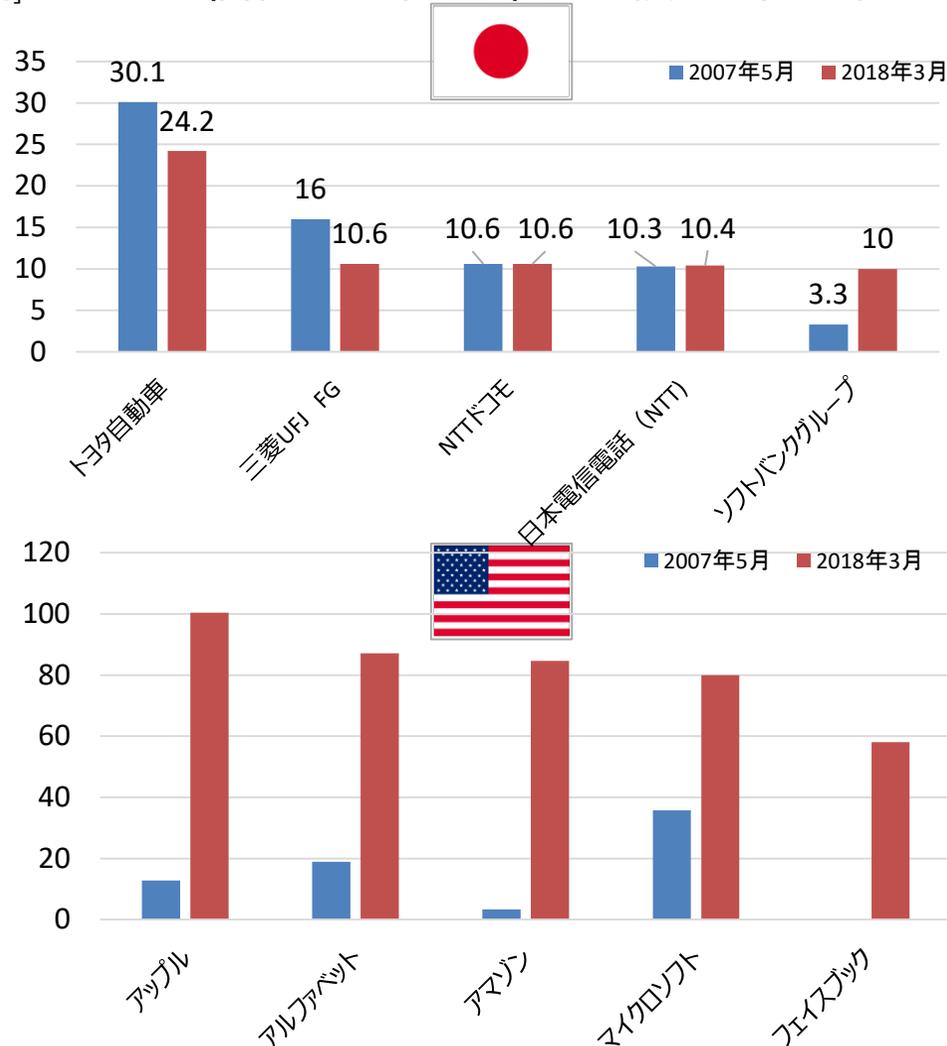
- 米国においては、1990年以降に設立された企業が成長をけん引。
- 日本の時価総額上位企業の、時価総額の上昇トレンドは極めて低調。

企業価値1兆円以上の企業数



[兆円]

時価総額上位企業の比較 上位5社



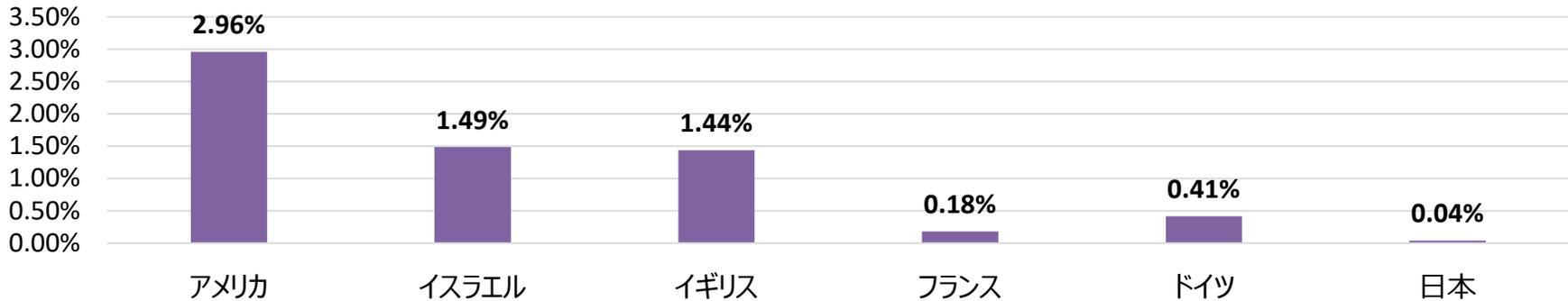
出典：国際社会経済研究所HP内コラム
IISEの広場「日本におけるベンチャーエコシステムの課題と今後の対応」

出典：Bloomberg、会社四季報、米国会社四季報より経済産業省作成

日本からは飛躍的に成長するベンチャー企業が生まれていない

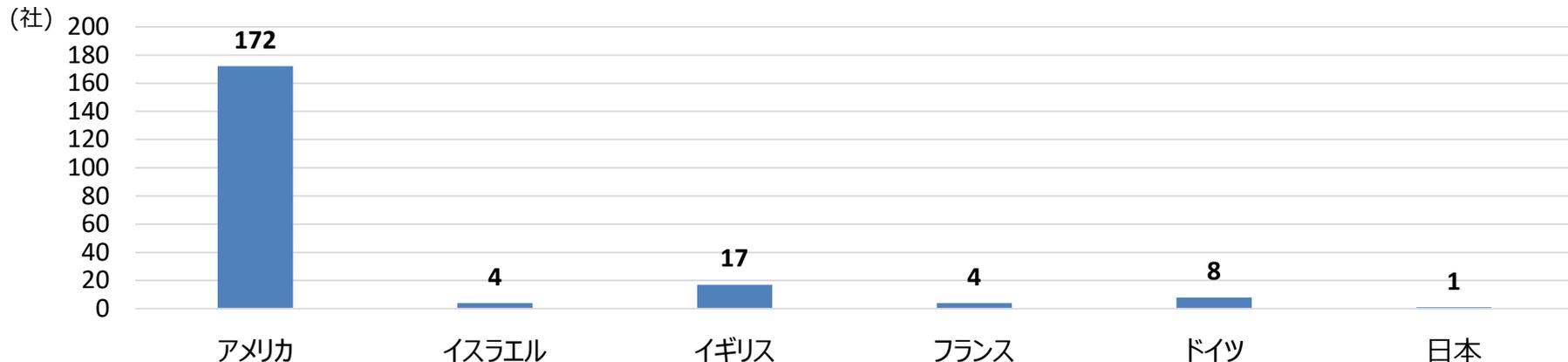
- 我が国のユニコーン創出数及びユニコーン時価総額におけるGDP比いずれも国際的に見劣りする状況。

各国のユニコーン時価総額におけるGDP比 (2018)



(出典) CB-Insights_Global-Unicorn-Club_2019、IMF GDPランキングを基に経産省作成。

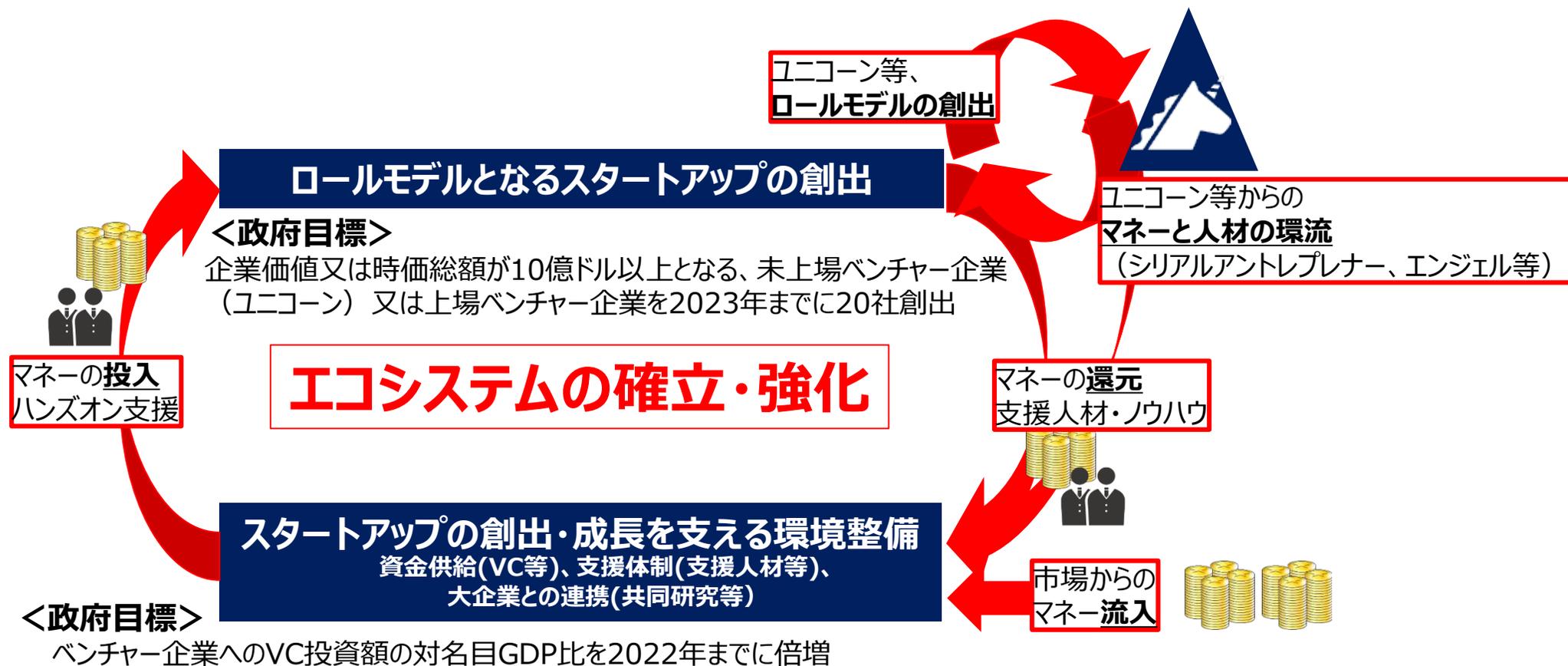
各国のユニコーン数 (2018)



(出典) CB-Insights_Global-Unicorn-Club_2019を基に経産省作成。

大企業との連携等を活用したベンチャーエコシステムの形成が重要

- 日本からユニコーンを次々と生み出していくためには、①ロールモデルとなる成功事例の創出、②スタートアップの創出・成長を支える環境整備により自律的なリスクマネーの供給拡大とそれによる更なるロールモデルの創出を実現する好循環のエコシステムの形成が重要。
- 環境整備のためには、①大企業との連携、②資金供給（VC等）におけるノウハウ・知見の蓄積等、支援環境の整備を行っていくことが必要。

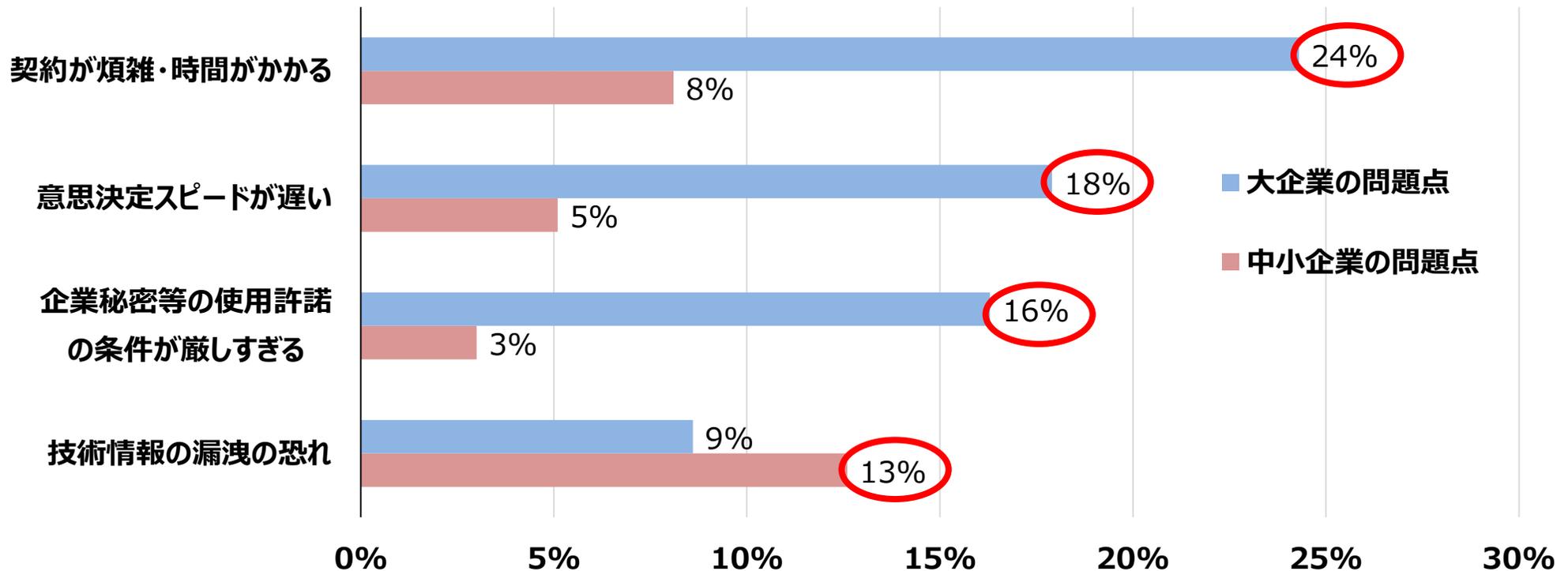


大企業と中小企業(ベンチャー企業含む) の連携を阻む要因が存在

- 連携の課題としては、①契約に時間がかかる、②意思決定スピードが遅い、③技術情報の漏洩の恐れがある、などの課題が指摘されている。

産業構造審議会 成長戦略部会資料より抜粋

他組織との連携における問題点 (複数回答)



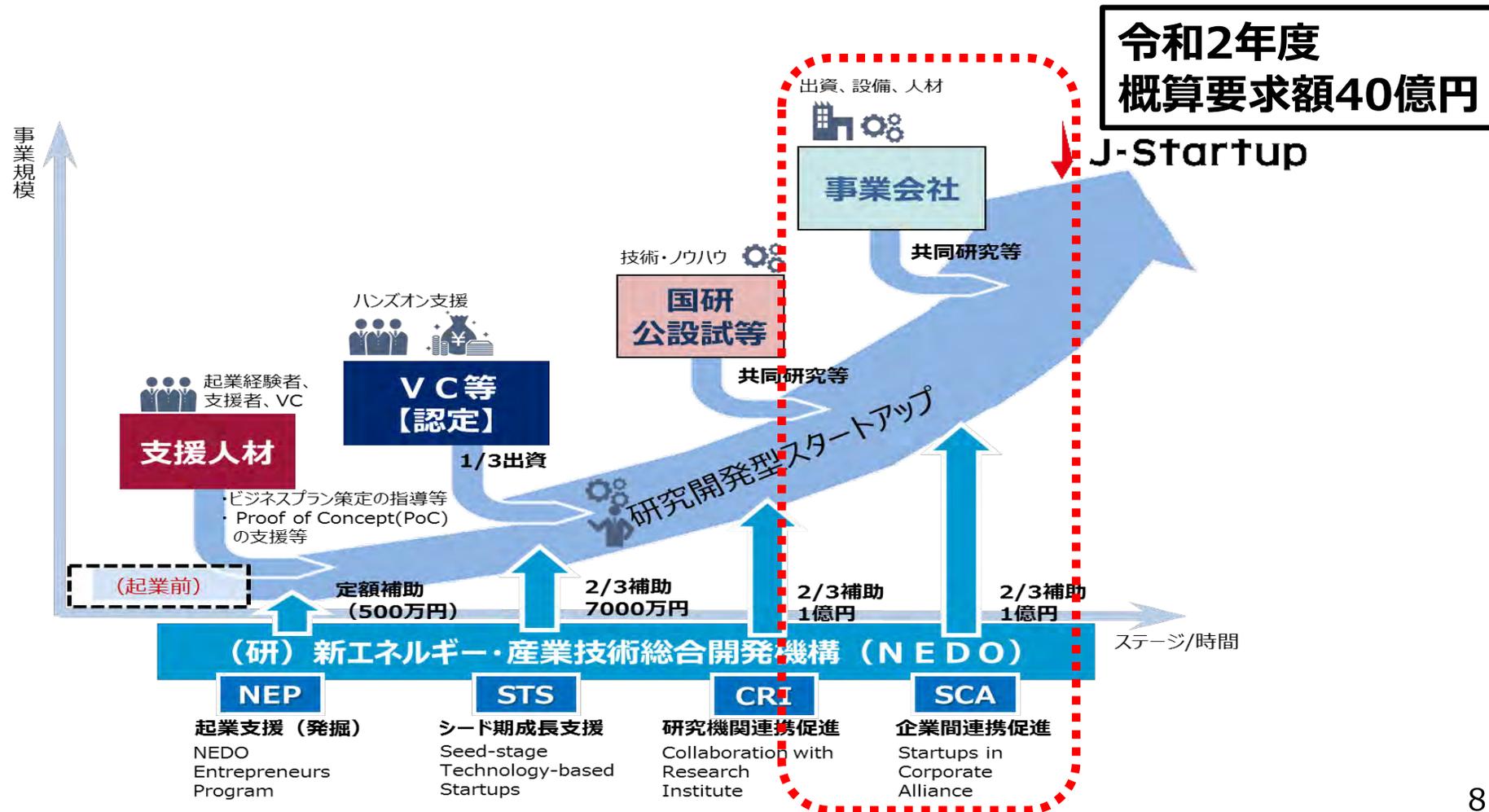
(注) 資本金1億円以上の企業(約1,100社)を対象とした調査

(出所) 科学技術・学術政策研究所(2017)「民間企業の研究活動に関する調査報告」を基に作成。

1. 現状認識
2. これまで行ってきた施策
3. 大企業と研究開発型ベンチャーの契約に関するガイドライン

NEDOを活用した研究開発型スタートアップ支援

- NEDOにおいて、事業段階毎に各ステークホルダーのコミットメントの下で研究開発の支援を実施。成功モデルの創出とVC等の育成により、スタートアップの創出・成長が自律的に繰り返される「エコシステム」を構築を目指す。
- SCA (Startup in Corporate Alliance) 事業では、事業会社と研究開発型スタートアップ企業の共同研究による企業間連携への支援を実施している。



(参考) SCA支援例 WHILL社×日本電産 小型移動体に技術革新をもたらすOmni Wheelの開発

- 電動車いすWHILL前輪のOmni-Wheelに内蔵できるギヤと小型のモータユニットを共同で開発し、小回りと走行性能に優れた4輪駆動を実現する。

連携の概要

共同で、WHILL「Omni-Wheel」にギヤ及び小型のモータを内蔵するユニットの開発



モーター組込みに適した「Omni-Wheel」及び内蔵ギヤの研究開発

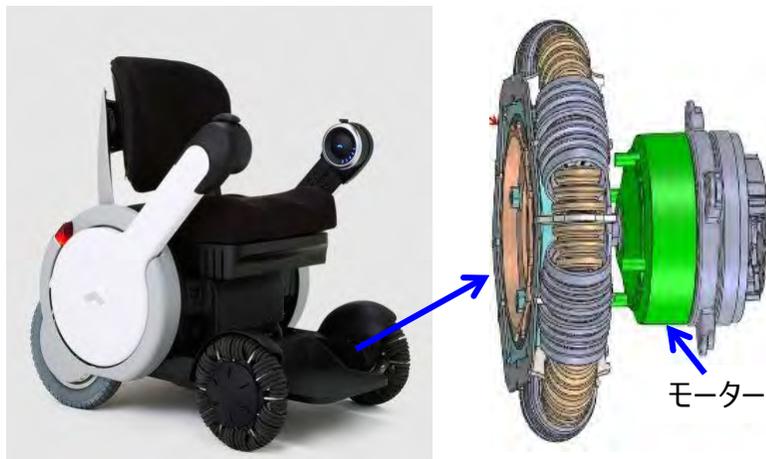


組み込みに適したモーターとギヤの研究開発及び、ギヤ付モーターの製造

事業化構想

新開発したユニットにより、走行性能、走破性能が向上した電動車いすの製造販売。

日本電産はユニットの販売の他、ロボットや移動台車などへの市場拡大を狙う。



電動車いす
WHILL

Omni-Wheel

車輪の円周方向に回転する小輪24個により、前後だけではなく左右にも自由に動く

平成31年度税制改正による研究開発税制の拡充

- 研究開発投資の「量」を更に増加させていくため、**控除上限を最大で法人税額の45%に上げる**など、研究開発投資の**増加インセンティブ**をより強く働くよう見直しを行うとともに、研究開発投資の「質」の向上に向け、**オープンイノベーションや研究開発型ベンチャーの成長を促す措置**を講じた。
- この中で、**大企業と研究開発型ベンチャー企業との共同研究等については控除率を引き上げ**。

改正概要

控除上限

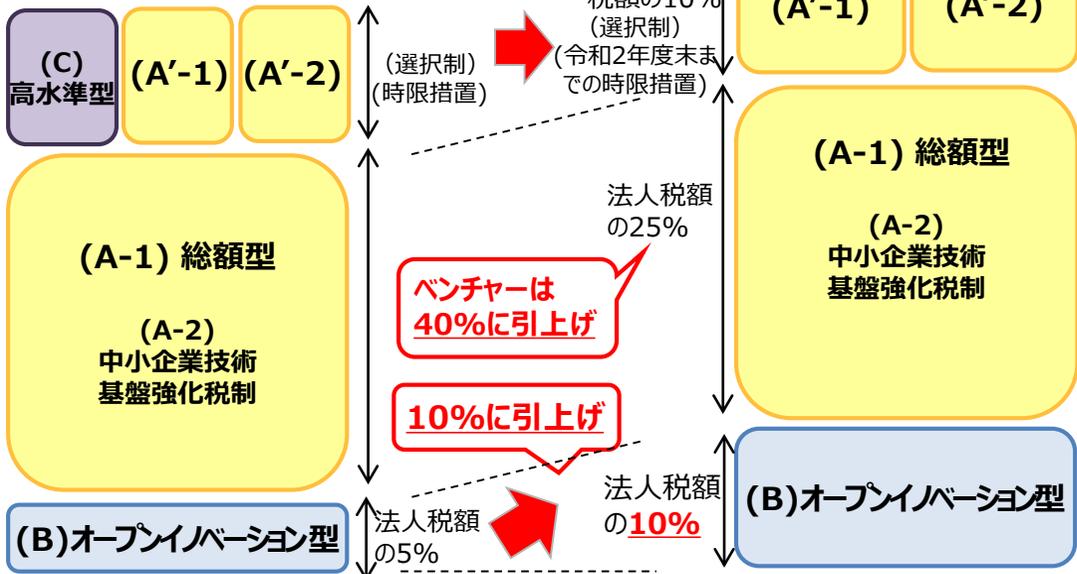
平成30年度まで

最大で法人税の40%

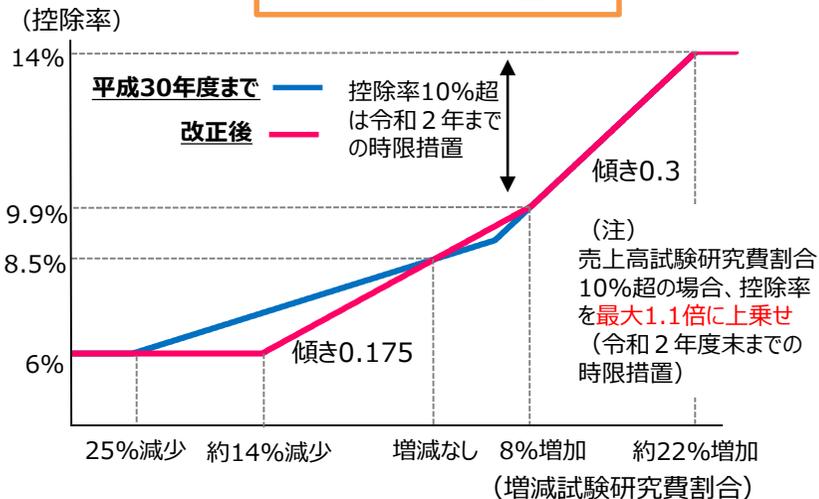
改正後

控除上限 **最大45%**
(ベンチャーの場合 **最大60%**)

高水準型を廃止
A'-1を延長



控除率（総額型）



控除率（オープンイノベーション型）

平成30年度まで

相手方が大学・特別研究機関等の場合：30%
相手方がその他（民間企業等）の場合：20%
(委託研究の場合、大企業等は対象外)

改正後

控除率の上乗せ、
対象拡大

研究開発型ベンチャーとの共同研究等：20%⇒25%
大企業等への委託研究(※)：対象外⇒20%
さらに、大学との共同研究に係る対象費用の適正化（URA人件費）

改正後の制度は、平成31年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

※基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く。

事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携の手引き

● オープンイノベーションに必要な事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携を促進するため、連携における課題の明確化及びそれに対する代表的な取組事例をまとめた「事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携のための手引き」を2016年度以降公表。

2016年度 ベンチャー連携の手引き 「初版」	2017年度 ベンチャー連携の手引き 「第二版」	2018年度 CVCの手引き 「第三版」
課題・テーマ	課題・テーマ	課題・テーマ
ベンチャー連携全体のStep整理 各Stepにおける“壁”への対応	ベンチャー連携における マネジメント、組織体制の整理	CVCの設計・運用全体のStep整理 各Stepにおける“課題”への対応
代表事例	代表事例	代表事例
<ul style="list-style-type: none"> Preferred Networksは、モビリティ・ビッグデータ・産業用ロボット等の事業領域ごとに切り分けて事業会社と連携することで、その他の事業領域への展開可能性を阻害しないよう工夫（戦略策定） ソニーはクラウドファンディングを活用して早期にビジネスモデルの仮説検証を実施（仮説検証） リクルートは専門組織を設置し、グループ内のオープンイノベーション活動における成功・失敗事例の抽出と共有を主導（再チャレンジ） 	<ul style="list-style-type: none"> パナソニックは社長直轄体制でベンチャーとの連携を促進し、他部署の巻き込みを実現（既存事業部門・他部門との調整） 旭化成においては、決済ルートを変更し、シリコンバレー現地で迅速な投資判断ができるよう組織を整備。（VB連携に合った組織、権限整備、人材配置） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京エレクトロンでは、CVCの目的を“技術”、“機会”、“情報”の獲得とし、各目的を達成するためのミッションを設定している（経営との握り） オムロンは、外部人材と内部人材を組み合わせ、CVCチームを組成（人材・スキル強化） 三井不動産はコミュニティの提供、支援も含め、総合的にベンチャー企業を支える体制を構築し、ベンチャー企業のパートナーとしての価値を高めている（ソーシング能力）

特許庁におけるオープンイノベーション関連施策

- ベンチャー知財活用・評価・支援の手引き・事例集を作成
- ベンチャーコミュニティへの知財意識の浸透、知財専門家の関与を推進

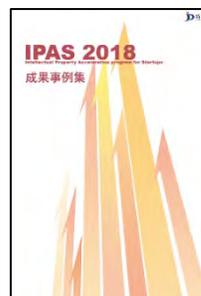
ベンチャー知財戦略事例

- 社長自ら技術開発を把握し出願・秘匿を判断
- 獲得した知財が事業性担保となり資金調達や大企業との連携に寄与、など



IPAS成果事例集

- IPAS※事業で把握されたベンチャーの知財課題と対応策
 - ビジネスに合った知財戦略構築（オープン＆クローズ戦略など）
- ※ IPAS (Intellectual Property Acceleration program for Startups) は知財に特化したアクセラレーションプログラムで、ビジネスに応じた知財戦略の策定支援を実施



ベンチャー投資家向け知財評価・支援手引き

- 国内外の投資事例に基づく知財の失敗例とその対策案を投資ラウンド別に整理
- 投資ラウンド別に設定すべき知財マイルストーンを提示

知財デューデリジェンス（知財DD）標準手順書

対象：知財DDに不慣れな者（DDを受ける側も含む）
内容：標準的な知財DDのプロセスや確認項目（リスク評価・価値評価）



1. 現状認識
2. これまで行ってきた施策
3. 大企業と研究開発型ベンチャーの契約に関するガイドライン

ベンチャー企業との連携における契約を巡る課題 (産業構造審議会 成長戦略部会資料)

- ベンチャー企業へのヒアリングによると、大企業側から偏務的な取り決めを契約時に求められる。
- 大企業とベンチャー企業の技術保持の在り方を含めたガイドラインの整備が必要。

<契約において問題が生じている事例>

共同開発成果に関する知財の独占等を求められるケース

- ✓ 研究期間中に生まれたすべての知財を大企業に帰属させる内容を契約の雛形として提示される。
- ✓ 知財について無制限の無償ライセンスの付与を求められる。

広範囲な協業禁止や知財管理に関する取り決めによりビジネス展開が制限されるケース

- ✓ あらゆる業種との協業について長期間に制限される契約を提示される。
- ✓ 基本特許は確保したものの、共同研究相手たる大企業に周辺特許を押さえられ、事業が大きくなるしない。

(参考) 大企業と研究開発型ベンチャー企業間の課題実例

知財等の独占

- ✓ 大企業（製造業）側から、「ベンチャー企業側の承諾無しに、大企業側が秘密情報に関する特許申請が可能なひな形」を提示された。
- ✓ 大企業（製造業）側から、大企業の本業と関係ないあらゆる用途で知財を共有とする旨の条件提示があった。
- ✓ 大企業（製造業）側から共同研究で得られたデータ、材料、研究結果の全てが大企業に帰属するひな形を提示された。

広範囲における協業等の禁止

- ✓ 大企業（素材）側から、大企業にて事業化するか不明な分野等、本来必要な分野以上に広い範囲において共同研究で得られた特許を用いた協業を禁止される。
- ✓ 大企業（素材）から、共同研究で得られた特許について、特許が有効な全ての期間において、指定した用途における使用を禁止される。
- ✓ 大企業（化学）側から、現在は競合相手ではないが、将来的に競合する可能性があると言われ、他業界にも特許の利用に限らない一般的な協業禁止義務を課される旨の条件を提示される。

その他（長期間の交渉、硬直的なひな形等）

- ✓ 大企業（製造業）側の窓口と長期間議論を重ねた後、契約のタイミングにおいて、法務部より「共同研究契約のひな形」がなく、ひな形がない契約は締結できない旨の通告があり、契約見送り。
- ✓ 大企業（IT）との契約交渉の開始から開発の本決定まで契約に1年以上を要する。
- ✓ 契約交渉の初期段階で大企業（IT）から契約書を紙媒体で渡され、内容の変更はできない旨の通知あり。

大企業と研究開発型ベンチャーの契約に関するガイドライン (アウトプット案)

- 大企業とベンチャー企業の研究開発等における連携の考え方を整理した「ガイドライン」と「契約書のひな形」をとりまとめ公表予定。

<ガイドライン>

- ① 基本的な考え方
- ② 連携のステップ
- ③ 各ステップにおける留意点と事例紹介
 - i 契約締結前
 - ii 契約時点
 - iii 契約の履行時

<契約書のひな型>

- ① 秘密保持契約
 - ② PoC契約 (Proof of Concept)
 - ③ 共同研究契約
 - ④ ライセンス契約
- ※ 各契約条項の解説も記載

本事業で想定するスコープ

ベンチャー企業から見たオープンイノベーションのプロセス



協議～検証～研究・開発において、契約交渉を行うプロセス



プロジェクトのスケジュール

- 今年度中に外部有識者を含めた委員会にて、ガイドライン策定の上、公表予定。

【スケジュールとマイルストーン】

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガイドライン 策定 (特許庁と共同)	第1回 委員会	第2回 委員会		第3回 委員会		第4回 委員会	成果物セット
							HP公表

【委員会メンバー】

属性	所属	氏名
法律事務所	内田・鮫島法律事務所 代表パートナー	鮫島 正洋 (座長)
	森・濱田松本法律事務所 パートナー	増島 雅和
大学/TLO	東京大学TLO 取締役	天神 雄策
OIプラットフォーム	Eiicon company 代表/founder	中村 亜由子
ベンチャー	ピクシーダストテクノロジーズ COO	村上 泰一郎
大企業	アステラス製薬	丸山 和徳
大企業コンサル	アクセンチュア・ベンチャーズ 日本副統括	久池井 淳